

平成28年知内町議会第1回定例会（3日目）

- ◎ 招集年月日 平成28年3月8日（火）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成28年3月8日（火） 午前 9時35分
- ◎ 閉会日時 平成28年3月8日（火） 午前11時27分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	6番	五十嵐捷爾
2番	木村一	7番	谷口康之
3番	松井盛泰	8番	吉田峰一
4番	泉政栄	9番	森永勉
5番	敦澤良子	10番	伊藤政博

- ◎ 会議録署名議員 3番 松井盛泰 6番 五十嵐捷爾

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
地域創生推進室長	島津泰博
生活福祉課長	松崎輝幸
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
建設水道課主任技師	佐藤和人
出納室長	松本泰行
教育長	田中健一
教育次長	田中志津夫
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
代表監査委員	村上壽

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成28年知内町議会第1回定例会議事日程

(第3号)

平成28年3月8日(火) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1		会議録署名議員の氏名 3番、松井盛泰君 6番、五十嵐捷爾君
第2	委員会報告 第3号	知内町まちづくり総合計画調査特別委員会調査報告について (委員長報告)
第3	委員会報告 第4号	平成28年度予算審査特別委員会審査報告について (委員長報告)
第4	議案第23号	知内町課設置条例の一部を改正する条例について
第5	議案第24号	渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について
第6	議案第25号	かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の制定について
第7	議案第26号	知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について
第8	議案第27号	知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第9	議案第28号	知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
追加日程 第1	議案第31号	教育委員会教育長の選任について
追加日程 第2	議案第32号	教育委員会委員の任命について
第10	意見書案第1号	軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出について
第11	意見書案第2号	介護報酬の再改定を求める意見書の提出について
第12	意見書案第3号	T P P の影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出について
第13	意見書案第4号	児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出について
第14	議長発議	平成28年度常任委員会所管事務調査の実施について
第15	議長発議	平成28年度常任委員会管外行政視察の実施について
第16	議長発議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について
第17	議長発議	議会閉会中の議会運営委員会の実施について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

おはようございます。平成28年第1回定例会3日目になります。お集まりいただきまして、ありがとうございます。

只今の出席議員数は、10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、松井盛泰君及び6番、五十嵐捷爾君を指名します。

● 委員会報告第3号 第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会調査報告について（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第3号、『第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会調査報告について』を議題と致します。

第6次知内町まちづくり総合計画については、調査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会委員長、森永勉君。

◎ 委員長（森永 勉）

委員会報告第3号、第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会調査報告について。

第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会に付託した、第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の審査結果について、別紙のとおり報告する。

平成28年3月8日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

報告については、朗読をもって代えさせていただきます。

第6次知内町まちづくり総合計画調査特別委員会調査報告書

本特別委員会に付託された第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定についての審査結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年3月8日。知内町まちづくり総合計画調査特別委員会委員長、森永勉。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 事件名、議案第9号、第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定について。2. 審査年月日、平成27年10月30日・12月2日、平成28年1月22日・2月5日・3月4日の5日間であります。3. 審査場所、議会議場。4. 審査委員、議員全員による。5. 審査の経過、委員会開会后、町長から基本構想・基本計画策定の考え方についての説明を受け、これまでの審議会・部会における審議状況、4項目からなる分野別施策の大綱、基本構想・基本計画について総務企画課政策室長から説明を受け、質疑を行い、討論の後、採決を行い決定したものであります。6. 審査結果、原案のとおり決定するものとした。7. 審査意見、別紙のとおりであります。

審査意見、平成28年度からの新たなまちづくりの指針となる「第6次知内町まちづくり総合計画」は、10年後の平成37年度を目標年次として、まちづくりの基本となる「まちの将来像」を定め、時代の変化やそれに伴う課題、地域における特性などを踏まえ、その達成に向け基本方針や各種施策を体系的にまとめ計画の推進を図ることとしている。

本計画案は、議会、まちづくり総合計画審議会、町の3者において議論を重ね作りあげてきたところである。これまでの「第5次まちづくり総合計画」を継承しながらも、まちが直面している最大の課題である人口減少をくい止め、まちの活力を維持向上するための施策として「定住・移住・交流・出生」を最重点課題としているが、しかし、国や地方の財政状況は、ますます厳しい状況になることが予想され、社会経済情勢も色々変化ってきており、将来に向けて高いハードルを幾つも超えなければならない状況になると考えられる。

特に、人口の推移と長期的な見通しでは、第5次から見ると10年近くで人口が1,000人近く減っており、このような中で第6次では人口減少を抑えるため、平成37年の人口目標を4,246人と設定しているが、計画の実現にあたっては相当厳しい数字であると思われる。人口の想定は、総合計画の重要な要素であり、人口減少を抑えるための数値目標は非常に高い目標だと思うが、実現できるよう今後とも万全の体制で臨んでいただきたい。

また、計画の推進にあたっては、色々諸課題もでてくると思われるが、町民との協働が重要であり、町民にも問題意識をもってもらい共有していかなければ行政が良い計画を作り事業を行っても成果があがらないと思われることから、町民に対し問題意識の共有さらには自助・共助・公助の考え方の協働を確立させることも重要であると思われる。なお、特別委員会の審査の過程で各委員から様々な提言がありましたが、それも参酌しながら、今後10年間の総合計画の目標の実現に向けて「知内町まち・ひと・しごと創生、総合戦略」との整合性を図り「誰もが輝く定住・移住・交流のまち」を目指した政策展開を図っていくことを望むものである。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告があったとおり、付託された議案第9号、第6次知内町まちづくり総合計画（基本構想・基本計画）の策定については、原案のとおり決定しております。

これから起立により採決を行います。

本件は委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

● 委員会報告第4号 平成28年度予算審査特別委員会審査報告について （委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、委員会報告第4号、『平成28年度予算審査特別委員会審査報告について』を議題とします。

平成28年度の各会計予算については、予算審査特別委員会に付託しましたが、その審査が終了しましたので、委員長から審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、敦澤良子君。

委員会報告第4号、平成28年度予算審査特別委員会審査報告について。

予算審査特別委員会に付託した、平成28年度各会計予算審査の結果について、別紙のとおり報告する。

平成28年3月8日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

報告は、朗読を持って代えさせていただきます。

平成28年度予算審査特別委員会審査報告書

平成28年第1回知内町議会定例会において本特別委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成28年3月8日提出、知内町議会予算審査特別委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、付託事件、議案第10号、知内町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。議案第11号、知内町行政不服審査会条例の制定について。議案第12号、知内町行政不服審査法による手数料条例の制定について。議案第13号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。議案第14号、知内町民プール管理運営条例の一部を改正する条例について。議案第15号、知内町文化・スポーツ合宿誘致推進条例の制定について。議案第16号、平成28年度知内町一般会計予算について。議案第17号、平成28年度知内町国民健康保険事業特別会計予算について。議案第18号、平成28年度知内町後期高齢者医療特別会計予算について。議案第19号、平成28年度知内町介護保険特別会計予算について。議案第20号、平成28年度知内町公共下水道事業特別会計予算について。議案第21号、平成28年度知内町農業集落排水施設整備事業特別会計予算について。議案第22号、平成28年度知内町水道事業会計予算について。

2ページをお開くください。2、審査年月日、平成28年3月6日及び7日、2日間。3、審査場所、議会議場。4、審査委員、議長を除く議員全員による。5、審査の概要、委員会開会后、直ちに審査方法を決め、議案毎に議題とし質疑・討論・採決の順に審査を進めた。6、審査結果、付託された議案第10号から議案第22号までの13議案については、いずれも原案のとおり決定した。

7、審査意見、平成28年度当初予算規模は、前年度当初比で59,740千円増(1.5%増)の39億83,960千円となり、これに補正予算による計上予定分を含めた「年度間財政規模の見込」では、前年度比11,326千円増(0.3%)の41億3,351千円となっており、普通建設事業費の補助事業にあつては、前年当初比で新幹線展望塔整備事業や新知内橋補修工事などにより75,884千円の増となっている。

一方、単独事業については、小型圧雪車購入事業をはじめ第1町民グラウンド大型遊具設置事業や町有林整備事業、矢越山荘グラウンド整備事業などであるが、前年度当初比では1億10,559千円の減となっている。

また、年度間においては、地域づくり総合交付金事業及び木質バイオマスボイラーなど普通建設単独事業としては、40,339千円となっている。

特別会計においては、国民健康保険事業など5特別会計の合計で14億16,648千円、これに水道事業会計の2億19,267千円と一般会計を合わせた総合計は、前年度当初比0.1%減の56億19,875千円となっている。

一般会計の歳入における町税は、景気の低迷が続く中で町民税は増と見込まれているが、固定資産税は減と見込まれ町税全体では、前年当初比10,258千円(1.6%)減の638,894千円、地方交付税は前年当初比12,048千円(0.6%)増の19億22,543千円となっている。一方、公債費は、7億23,584千円(前年当初比0.1%減)で、ここ数年における借入利率が金利の低迷により抑えられ、元金償還分の割合が高まったことにより、公債費総額では減少となっている。

審査過程において出された意見の中で、第1町民グラウンド大型遊具設置事業については、現在の遊具施設を設置している場所に芝生と大型の遊具を整備するものであるが、町

民が安全に利用できるよう遊具のみならず施設周辺の点検を行い管理されるよう望むものである。

また、矢越山荘グラウンド整備事業については、旧矢越小学校グラウンドを全面駐車場に整備するものであるが、小谷石振興の中核施設である矢越山荘におけるイベント時の駐車場の問題や災害時における高齢者の自動車搬送が想定されるが、その際、駐車場としての必要性は理解できるが、地域住民が普段生活しているなかで憩いの場の利用方法も検討すべきと思われることから、事業の実施にあたっては、再度、地域住民と十分検討すべきと考える。

さらには、下水道の水洗化率向上のためには、老人世帯のなかでも独居老人世帯などの水洗化率が低いこともあり、その支援対策について検討することも必要と考える。

今年度から、第6次知内町まちづくり総合計画がスタートするが、平成28年度の予算執行にあたっては、厳しい行財政運営が余儀なくされるものと思われるが、まちづくりの実現に向け、さらなる財政の健全性を高め、計画された各種施策が効率的に実施されることはもとより、審査の過程で述べられた各委員からの質疑や意見・要望を参酌し、最大限の効果が上がるよう要望するものである。

◎ 議 長（伊藤政博）

只今、委員長から報告がありましたが、委員長報告は、付託された13議案について、すべて原案のとおり決定であります。

これから起立により採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり、決定するに賛成の方は、起立願います。

（ 起立多数 ）

起立多数です。したがって、本件は、委員長報告のとおり可決されました。

● 議案第23号 知内町課設置条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第4、議案第23号、『知内町課設置条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第23号、知内町課設置条例の一部を改正する条例について。

知内町課設置条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町課設置条例の一部を改正する条例。

知内町課設置条例（昭和27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

内容につきましては、資料で行いますので、見だしナンバー1、総務企画課関係の予算説明資料33ページをお開きいただきたいと思います。

総務企画課関係。33ページであります。ここに現在の組織機構図ございますが、今回、行政組織の見直しに伴い、上段の現在4つの課と2つの室、4課2室を下段に記載していますとおり、5つの課と1つの室、5課1室に改正するものであります。これは、従前の出納室事務と税務係事務を合わせまして、税務会計課とするものであります。

それでは、議案の方に戻っていただきまして、附則と致しまして、この条例は、平成2

8年4月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第24号 渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第5、議案第24号、『渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第24号、渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を改正する規約について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更する。

渡島西部地域介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については、予算説明資料、見だし3の生活福祉課説明資料の8ページで説明致しますので、8ページをお開きください。

この規約は、新旧対照表の現行、審査会の委員の任期、第5条の審査の任期は、介護保険法施行令、第6条の規定により、2年とするものを3年に改めるということです。

それでは、議案に戻りまして、附則として、この規約は、平成28年4月1日から施行する。2項としまして、この規約の施行日の前に行われた渡島西部地域介護認定審査会の任命にかかる当該委員の任期については、なお、従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第25号 かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第6、議案第25号、『かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副町長 (網野 眞)

議案第25号、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例の制定について。

かき小屋知内番屋の設置及び管理に関する条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきまして、ご説明を申し上げます。地域の活性化と地域特産品の魅力の向上を図り、本町の産業振興に寄与するとともに、雇用の創出を図るため、かきを中心とする特産物等の物産、その他の飲食物等を販売する店舗等に供する施設として、知内番屋を設置することに伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、かき小屋知内番屋の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

条例の内容につきましては、産業振興課長より説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

私の方から条例の内容について説明をさせていただきます。議案第25号の次のページをお開き願います。この条例は、第1条の趣旨から第12条の規則への委任までの構成となっております。詳細につきましては、予算説明資料、見だし4の産業振興課関係の9ページで説明したいと思いますので、お開きをお願い致します。見だし4の産業振興課関係の9ページです。この制定につきましては、まず、概要ですけれども、制定の目的としまして、重複しますけれども、今年度、27年度に食のスポットとして整備しましたかき小屋を実証事業として試験営業を今、行っております。ただ、地域特産品のPR、雇用創出効果を早期に発現する必要ということもあります。このため、地方自治法第242条の2、公の施設の設置の規定に基づきまして、本施設の設置及び管理に関する必要な事項を条例によって定めることを目的としております。

条例の概要につきましては、設置の目的につきましては、食を通じた地域の活性化、地域特産品の魅力向上、雇用創出効果、名称及び位置につきましては、記載のとおりです。施設管理者につきましては、町長または、施設管理者。指定管理者の業務と致しまして、施設の維持管理及び修繕、利用料金の徴収、特産品の紹介、観光振興のPR等になってお

ります。指定管理者導入までの工程につきましては、今定例会におきまして議決をいただきましたら、指定管理の募集を行います。そのあと選定委員会にかけまして、町長にそれを答申しまして、そのあと4月上旬に予定されております臨時会の方に指定管理者の指定の議決をいただきまして、そのあと協定を町と指定管理者で結びまして、そのあと指定期間を5月1日というふうに今のところは予定をしております。

それでは、最後に議案に戻っていただきまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行します。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

第4条と第7条についてお尋ねします。まず、この利用料金というのは、どういう理解をしたらいいのか、メニュー代金なのか、売上げなのか、営業収入なのか。それで、4条の方に修繕に関する業務ということでもありますけれども、何かかき番屋に修繕するような箇所が生まれた場合は、自ら管理者が行うということなのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。まず、第7条の利用料金につきましてはですね、指定管理者に管理を全部お願いします。その中で、またどなたか施設の中ですね、何かを販売して、その利用料金を指定管理者が収受できるというような規定にしております。それから、修繕の関係ですけれども、これから今、募集をかけるときに、仕様書、協定の案をですね、今、策定中ですけれども、小さな修繕につきましては、指定管理者が自ら行うことになっておりますけれども、今時点では、10万円を超える部分につきましては、町の方と協議をしましてですね、やっていくというふうに考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 眞）

今、1番議員さんの質問とは直接関係ないんですけれども、ちょっと資料の字句の訂正をお願いしたいと思ひまして。よろしくお願ひ致します。議案の方をご覧になっていただきますと、表紙の次をめくっていただきますと、条例の第1条のところで、自治法の244条の2ということで記載をしております。そして、今、産業振興課長の方で説明をしました産業振興課資料の見だしナンバー4の9ページ、(1)の制定の目的の丸ポツの2つ目ですけれども、地方自治法第242条の2ということで書いてございますけれども、資料の方、誤りで、これも第244の2でございますので、訂正方よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

利用料金は、あくまでも要するに営業するわけですから、メニューを提供して代金をいただくわけですね。要するにそういうことなんでしょう。営業利益みたいな、要は最終的に人件費だとかいろいろやって、トータルするわけですけれども、そういうことを全部含めて利用料金ということで理解していいですか。これ文言、もしそうであれば、もう少しわかりやすいような文言ってないんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。こちらの方の利用料金につきましてはですね、施設の利用料金ということで定めておりますので、先ほど言ったとおりですね、施設の利用料金ということで、ですから、例えば手前の方の物販の部分で、どなたかが土曜、日曜にですね、何かの物販のときに利用するときの利用料金だとかを指しているもので、その運営管理費につきましては、指定管理ですので、そちらのメニューを決めて、メニューの料金をいただくものについては、指定管理ということになっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

今回、資料の9ページを見ますと、募集期間が3月の9日から23日ということになっています。運悪く、これの募集がなかった場合の町の対応はどのようなことを考えているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今、先ほど言いましたとおり、仕様書等を整備しておりますけれども、町内にある事業所を募集の対象として今、募集をかける予定になっております。今、7番議員さんがおっしゃったとおり、なければですね、再度、募集等をかけるかを内部的に検討していきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

そうしますと、一応、町内の部分ということで、いろいろな形で募集の形態はあると思うんですけども、それがですね、なかなか今、言いましたように、うちの町に募集をしても応募がないということだと、今までのままの形である程度の期間は営業をせざるを得ないという考え方でよろしいんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。今現在、ご存じのとおり、スリーエスさんの方に委託業務をしております、今の予定では、4月いっぱいまでということですがけれども、議員おっしゃったとおり、募集がなければですね、施設を休むわけにはいきませんので、そのまま委託の方はですね、続けていく予定になっております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第26号 知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第7、議案第26号、『知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第26号、知内町公共下水道条例の一部を改正する条例について。

知内町公共下水道条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料によりご説明を致します。見だし5の1ページをお開きください。

これは、下水道施行令の改正による条例改正であります。主に機械、電子部品の脱脂洗浄剤として使用されるトリクロロエチレンの排出基準の強化により、1Lあたり0.3mgが1Lあたり0.1mgにするものでございます。

議案に戻っていただきます。附則と致しまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。以上でございます。よろしく申し上げます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第27号 知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第8、議案第27号、『知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第27号、知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

この一部を改正する条例については、平成28年2月5日、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正されたことから、本条例を改正するものであります。今回の改正については、当町には該当する施設はございませんが、国の基準改正により、当町の基準の改正を行い、当該事業が当町に来た場合の申請時に早急に対応できるよう改正するものです。改正内容は、追加資料、生活福祉課説明資料で概要を説明しますので、概要資料をお開きください。別になった1枚ものです。別紙追加でよろしいでしょうか。1枚ものなんですけれども。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、概要を説明致します。今回の理由ですけれども、介護保険サービスの基準については、介護保険法においてですね、自治体で条例を定めることとなっております。本町においても、平成25年第1回の定例会で、条例が制定となり、平成27年3月に一部改正を行ってきました。今回の28年4月1日から地域密着型通所介護の創設、小規模な通所介護の地域密着型サービスへの移行が施行されることに伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正が平成28年の2月5日に交付されました。それに伴う、条例の一部改正となります。それで、基準省令の主な改正点ですけれども、居宅サービスであるデイサービスのうちの利用定員18名以下の小規模事業を地域密着型通所介護として、地域密着型サービスに移行することです。(2)として、指定認知症対応型通所介護事業者については、6か月に1回の運営推進会議の開催を義務付ける。それから、省令の改正内容ですけれども、地域密着型通所介護を新設、これは、こちらの方の予算説明資料の見だし3の生活福祉課、新旧対照表のP21から45ページまで、相殺された事項となっております。それと、地域認知症については、先ほど言いましたとおり、6か月に1回の運営推進会議の開催を義務付ける、それから、もう1つは、地域密着型介護老人福祉施設と併設されることで、生活相談員、栄養士、または、機能訓練指導を置かないことができる事業所に指定地域密着型通所介護事業所を追加する。それと、エとしてまして、これらの改正に伴う所要条文の整理を行うこととなっております。

議案にもどりまして、議案の20ページをお開きください。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行する。なお、先ほど予算説明資料の見だし3の生活福祉課の説明資料、P16からP63までは、新旧対照表となっておりますので、後ほどご参照を願いたいと思います。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第28号 知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第9、議案第28号、『知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

議案第28号、知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

知内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

この一部改正の条例につきましても、議案第27号と同様、平成28年2月5日、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されましたことから、本条例を改正するものです。

本条例につきましても、小規模の通所介護が創設されたことにより改正となっており、当町に該当する施設はございませんが、先ほど言いましたとおり、国の基準改正により当町にできた場合の申請時に早急に対応するように改正するものです。

改正内容は、先ほど追加資料で概要を説明します。その概要のですね、1から先ほど3までご説明しました。その3の基準省令の改正内容の(2)がこの該当となります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、1つ目としては、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者に6か月に1回の運営推進会議の開催を義務付ける。イとしまして、これらの改正に伴う所要条文を整備を行うということでありませぬ。

議案に戻りまして、附則としまして、この条例は、平成28年4月1日から施行する。

なお、予算説明資料見だし3の生活福祉課説明資料のP9から15ページまでがこの該当となります。新旧対照表がありますので、ご参照を願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今、言われた運営推進会議ですか、これは概ね半年に1回、6か月に1回やるということでもありますけれども、これで十分な審議は尽くされるという認識なんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。国からの先ほど言いましたとおり、国からの省令では、半年に1回、この推進会議を義務付けるということになっていますので、半年に1回やればそういういろいろな問題があった場合にですね、そういう対応ができるということで認識をしております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩を致します。

再開は、10時40分と致します。

（ 休憩 午前10時21分 ）

（ 再開 午前10時40分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

それでは、休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第31号 教育委員会教育長の選任について

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から議案第31号、『教育委員会教育長の選任について』及び議案第32号、『教育委員会委員の任命について』が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、議案第31号、『教育委員会教育長の選任について』、追加日程2として、議案第32号、『教育委員会委員の任命について』を議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

議案第31号、『教育委員会教育長の選任について』を追加日程第1とし、議案第32号、『教育委員会委員の任命について』を追加日程第2とし、議題とすることに決定しま

した。

これより議案を配付します。暫時休憩致します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

追加日程第1、議案第31号、『教育委員会教育長の選任について』同意を求める件を議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議案第31号は、『教育委員会教育長の選任について』であります。

下記の者を教育委員会教育長に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記としまして、氏名は、本間茂裕氏であります。

なお、住所、生年月日は割愛し、記載のとおりでありますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

平成28年4月1日から新教育委員会制度へと移行するにあたり、町の教育目標である心豊かに創造性に富み、たくましく郷土知内の未来を切り開く人間形成のために、豊富な識見と行動力により、行政と一丸となって努力していただけるものと考えますので、選任に同意くださいますよう、お願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

お諮りします。本案については、起立により採決を行います。

同意する方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

● 議案第32号 教育委員会委員の任命について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、議案第32号、『教育委員会委員の任命について』同意を求める件についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

議案第32号は、教育委員会委員の任命についてであります。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記として、氏名は、山田顕人氏であります。

なお、住所、生年月日は割愛し、記載のとおりでありますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

現在の教育委員は、5名であります。齊藤徹全教育委員長が、今季限りでの退任の意向であることから、後任について、地域バランスを考慮させていただき、さらには、PTA代表として、教育行政に携わっていただける方と考え、お子さんが小学校、中学校に在学中でありますので、選任にご同意をいただきますよう、お願いを申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第32号を採決致します。

本案に同意の方の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、意見書案第1号、『軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出議員、木村一君。

◎ 2 番（木村 一）

意見書案第1号、軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成28年3月3日提出。提出議員、木村。賛成議員、松井、泉、五十嵐、吉田、森永、各委員です。

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

政府においては、平成29年4月、消費税10%への引き上げと同時に、軽減税率制度の導入を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も

講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務と考える。

については、政府において平成27年度予備費や補正予算を活用の上、下記の事項に早急に取り組むよう強く要請する。

記、1. 中小・小規模事業者等に対して複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととされているが、必要な財源を確保の上、補助を希望する全ての事業者に対して実施すること。

2. 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は低利融資など必要な支援を行うこと。

3. 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるため講習会の開催や相談窓口の設置など積極的な取り組みを行うこと。この場合、巡回指導や専門家の派遣などアウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月3日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 介護報酬の再改定を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、意見書案第2号、『介護報酬の再改定を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第2号、介護報酬の再改定を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成28年3月3日提出。提出議員、谷口康之。賛成議員は、吉田峰一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子、五十嵐捷爾の各議員であります。

介護報酬の再改定を求める意見書

平成27年4月より実施された介護報酬は、介護サービスの充実にプラス0.56%、処遇改善プラス1.65%を除くとマイナス4.48%の大幅なマイナス改定となりました。施設関係では特別養護老人ホームが基本報酬で5%を超える引き下げ幅となり、小規模デイサービスでは約10%、予防通所介護・予防通所リハビリに至っては20%を超えるマイナス改定となっており、事業の継続が困難になるほどの下げ幅となっています。

全国各地では、すでに「採算」が合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっています。社会保障の充実を理由に消費税8%増税を強行したにもかかわらず、今回のマイナス改定は断じて許されません。

厚生労働省は、今回の大幅切り下げの理由として「社会福祉法人の内部留保」を挙げていますが、地域住民の介護を守るほとんどの介護事業者は、改定前の介護報酬のなかでさえ、内部留保どころか介護労働者の賃金確保で精いっぱい状況です。都市部で利益を上げる一握りの事業者を例に挙げ、「介護は儲かっている」との判断は明確な誤りです。広大な過疎地を抱える北海道では利用者確保も難しく、事業所の撤退が相次ぎ、訪問介護などいくつかのサービスが利用できない自治体もあります。

また、処遇改善加算は介護職だけを対象にしていますが、介護現場には看護師・ケアマネージャー・事務職・リハビリ技師・調理職など多様な職種が働いています。介護職場全体のバランスの取れた「処遇改善」には、加算ではなく介護報酬全体の引上げが必要です。

国が「医療介護総合法」のなかで、介護保険制度の運営自体を自治体に丸投げしようとするなか、住民の介護を守り、地域の介護資源を維持させるためには、介護経営の維持と、確保が困難である介護労働者の大幅な処遇改善が実施可能な、利用者負担に拠らない介護報酬の「大幅プラス改定」での見直しが不可欠となっています。

以上の実態を踏まえ、次年度予算編成に向け、誰もが安心して利用できる介護制度の実現を基本にした、介護報酬の見直しが必要です。

上記の趣旨から、以下の事項について要望します。

1. 次年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直しすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月3日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第12、意見書案第3号、『TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第3号、TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成28年3月3日提出。提出議員並びに賛成議員は、記載のとおりでございますので、省略をさせていただきます。

TPPの影響に関する国民の不安を払拭し、対策の確実な実行を求める意見書

環太平洋パートナーシップ（TPP）協定は、昨年10月5日に大筋合意し、本年2月4日に署名式が行われました。TPPはアジア太平洋地域に巨大な経済圏を創造し、幅広い分野で21世紀型のルールを構築することにより、わが国の輸出が拡大し、経済再生に資するものと期待されます。

一方で、わが国の農林水産業については、関税が即時撤廃となるものや、時間をかけて関税削減、輸入枠拡大となるものがあり、地域への長期にわたる影響が懸念されます。

農林水産業は地域の基幹産業であって、食糧安全保障のみならず、国土や自然環境、観光資源となる農村景観の保全に不可欠な産業です。国民の不安や懸念を払拭し、成長産業として支援していくために、政府は昨年11月25日に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定しました。

政府においては、今後、同大綱に基づいた必要な法整備と、速やかな予算の執行をはじめ、以下の点について万全の施策を講じることを求めます。

1. 農林水産業の再生産が維持できるよう、恒久的な対策を担保する法整備を行なうとともに、政府の責任のもとに必要な財源を確保すること。
2. 農林水産業の体質強化を念頭に、中長期的な対策を講じること。
3. 農林水産物の輸出促進に向けた物流インフラの整備を図るとともに、6次産業化をさらに推進し新たな需要創出を図ること。
4. 検疫体制の強化により、輸入食品の安全性を確保し、国民の不安を解消すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月3日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、経済再生担当大臣、地方創生担当大臣。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。
これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第13、意見書案第4号、『児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、吉田峰一君。

◎ 8 番 (吉田峰一)

意見書案第4号、児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対し、上記意見書を提出するものとする。

平成28年3月3日提出。提出議員、吉田峰一。賛成議員、谷口康之、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子、五十嵐捷爾、以上の議員です。

児童虐待防止対策の抜本強化を求める意見書。

本年1月の埼玉県狭山市における3歳女児の死亡事件や、東京都大田区での3歳男児の死亡事件など、児童虐待により幼い命が奪われる深刻な事態が続いています。

家庭や地域における養育力の低下、子育ての孤立化や不安・負担感の増大等により、児童虐待の相談対応件数は増加の一途を辿り、複雑・困難なケースも増加しています。こうした現状に鑑み、政府は昨年12月、すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクトにおいて「児童虐待防止対策強化プロジェクト」を策定しました。

政府においては、同プロジェクトで策定された施策の方向性を踏まえ、児童虐待発生予防から発生時の迅速かつ的確な対応、自立支援に至るまでの一連の対策強化のため、早期に児童福祉法等改正案を国会に提出するとともに、下記の事項についても速やかに実施するよう強く要請いたします。

記、1. 児童虐待の発生を予防し妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を実現するため、「子育て世代包括支援センター」を法制化し、全国展開を図ること。また、孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ支援を強化するため、子育ての不安や悩み等を抱える家庭への養育支援訪問事業や、ホームスタート(家庭訪問型子育て支援)事業を全ての自治体で実施できるようにすること。

2. 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の更なる周知を図るとともに、児童相談所につながるまでに数分かかっている実態等を早急に見直し、通報しやすい体制を整えること。また、通報に対し、緊急性の判断や関係機関との連携を的確に行える体制整備にも

努めること。

3. 児童虐待が発生した場合、迅速かつ的確な初期対応が行われるよう、児童相談所の体制や専門性を抜本的に強化すること。特に児童福祉司、児童心理司、保健師等をはじめ職員配置の充実、子どもの権利を擁護する観点等から、弁護士の活用等を積極的に図ること。
4. 学校や医療機関、警察等関係機関における早期発見と適切な対応を図るため、児童相談所と関係機関との間における緊密な連携体制を再構築すること。特に、警察と児童相談所においては、虐待の通報を受けた場合、虐待の有無にかかわらず、情報共有を図ること。また、一時保護等において警察と児童相談所が共同対応する仕組みを全国で構築すること。
5. 一時保護所における環境改善を早急に図るとともに、量的拡大を図ること。また、里親や養子縁組を推進し、家庭的養護のもとで子どもたちが安心して養育される環境を整えること。
6. 被虐待児童について、18歳を超えても引き続き自立支援が受けられるようにするとともに、施設退所後や里親委託後の児童等に対しきめ細かなアフターケア事業を全国で実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月3日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

提出先、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、法務大臣、総務大臣、国家公安委員会委員長。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上4件の意見書案について、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は、そのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 平成28年度常任委員会所管事務調査の実施について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第14、『平成28年度常任委員会所管事務調査の実施について』を議題とします。

お諮り致します。平成28年度の各常任委員会の所管事務調査は、議会閉会中に必要に応じて実施することにし、調査内容については、議長と各常任委員長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、平成28年度の各常任委員会の所管事務調査の実施は、そのように行うことに決定を致しました。

● 議長発議 平成28年度常任委員会管外行政視察の実施について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第15、『平成28年度常任委員会管外行政視察の実施について』を議題とします。

お諮りします。管外行政視察は、議会閉会中に行うことにし、実施委員会及び実施時期並びに視察内容については、議長と委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、常任委員会の管外の行政視察は、そのように行うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

次に日程第16、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮り致します。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席または派遣を要する諸行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のため出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。

このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席または派遣を要する正副議長並びに議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席または派遣する議員については、その都度議長において、指名することにししたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、その都度議長において指名することに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の議会運営委員会の実施について

次に日程第17、『議会閉会中の議会運営委員会の実施について』を議題とします。

このことについて、会議規則第73条の規定によって、議会閉会中の委員会の開催の申し出がされておりますので、これを承認したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、これを承認することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

なお、本年4月8日をもって任期満了を迎えられ、長年議員として活躍された議員の中で、今期をもって勇退される議員さんがいらっしゃいます。順次、登壇の上、ご挨拶いただきたいと思います。

まず、最初に敦澤良子君。

◎ 5 番 (敦澤良子)

議長の特にお計らいで、勇退する議員に挨拶をせよということでございまして、今回、私も後継者ができましたので、勇退ということになります。私の後継者は、立派な方でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また、今回、9期36年という長い間務めさせていただきまされたのも、町民皆様のご支援とそして、ご協力のもとであることを深く感謝を申し上げておるところでございます。また、議会の理事者の皆さん、そして、職員の皆様、また、議員の皆さんにも、大変いろいろとお世話になりました。特別女の子であるということで、皆さんにはとても大事にさせていただきました。私も議会に挑戦をしたときには、小さい頃から世のため人のためと、そして、弱い人の味方になるということで、この36年間走ってまいりましたが、何せ頭の方も老化気味でございます。また、体力も老化をしつつありますので、何とか体調を元に戻しながら、別な機会にまた、まちづくりに参加したいものと、このようにも思っておるところでございます。また、議会の活性化を図るということでは、私のような老兵は去るのみということでございまして、新しい方々の議員さんが入ってくることによって、議会の活性化も図られると。また、いいまちづくりもできると、このような確信をしておるところでございます。いろいろとこの36年間お世話になりました。ありがとうございます。言葉足らずで誠に申し訳ございませんが、これで挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続きまして、森永勉君。

◎ 9 番 (森永 勉)

それでは、一言ご挨拶申し上げたいと思ひます。私の議会活動20年間であります。長いようで短い、短いようで長かった20年と思っております。今、思い起こしますと、一番最初に当選しまして一般質問したのは、中ノ川、森越川、重内川、知内川の改修であります。くしくも脇本町政退任する時点で、すべての川が道費河川に昇格をさせていただきました。決して質問、即答えは出ないのかなと、長い間にちゃんと執行者はわかってきているんだと、そんな思いをしております。私はいろいろと産業団体の方もいろいろと大野重樹町長時代からいろいろな形の中で、新農業構造改善事業と今のスポーツセンターの建設にかかわる事業であります、この辺から私がちょこちょこそういう立場に立たせ

ていただきました。□□□□でありましたから、何で私がなと思うのですが、その中で知内高校のこともありますし、いろいろと私の土地に知内高校を建てて、何とか勉強したい人たちのために高校を作ろうじゃないかといった脇本先輩であります。そのことで今の駅前の団地ですね、あそこ私の土地でもありました。その代替に買ったところが今の普及センターでありますから、随分、私も儲けたなという人もありますけれども、決して私は犠牲になったと思っています。そんなことで、随分といろいろな形の中で役割をいただいております。最後には指導農業士という大きな役割もいただきましたが、そんな中で、それらをすべて凝縮したのが、議会だなど、このように思っております。そんなことで、議会の活動の中では、そんな形の中ですから、いろいろと発言できなかった部分、本来はそうではあってはならないわけではありますが、逆にこれは言っていないなとも思っていました。そんなずる賢い私であったとは思っておりますが、いずれにしましても、議会は言論の場であります。ただ、私の産業団体の役割は、現場型であります。その辺のかい離がありましたので、その辺の悩みは随分と持ってきました。一期やる毎に物が言えない森永になってきました。正直なところ。それが果たして良かったとは思っていません。そういう面では、随分と町民の皆様方にご迷惑をかけたなと、このようには思っておりますが、でも、支持していただいたことからみますと、私は幸せ者だったなと、今、思っております。今回、そんなことを踏まえて、私に特別そういう温情を寄せた将来10か年の計画の審議委員長にさせられたのかなと思っております。私はもう10年は生きていないと思っておりますが、そんなことで感謝を申し上げたいと思いますし、こういう機会を与えていただきました議長はじめ皆様方にも心から感謝を申し上げます。これから私の仕事、まだまだ先ほど申し上げましたとおり、いろいろな産業団体等でまだまだ残された課題がありますので、議員の皆様方にもご協力を願わなければならない部分が多々あるかと思っております。私も先般、1週間ほど前なんです。ある先輩に呼出しをされまして、叱られました。後継者作ったのかと。お前一人のことじゃないんだぞと、町のことを考えよと、こんなことで早速走りまして、後継者ではございませんが、選ばせて、私の支持者が選んでいただいた方が昨日、恐らく用紙をもらっていったと思っております。そんなことで、いろいろな形の中でまだ皆様方とも接する機会があるかと思っておりますが、いずれにしましても私の人生の中では最高の人生だったなと、皆様方に感謝を申し上げますし、また、町民の皆様方にも本当に感謝を申し上げたいと思っております。いろいろと異論はある方もあったと思いますが、これが私の力だと思ってお断念をいただきたいと思っております。これで告示までまだ期間がありますが、それはそれとして、今回で勇退といったら失礼になるのですが、退任をさせていただきますことを皆様方の前で報告させていただきますまして、私の退任の言葉に代えさせていただきます。どうもありがとうございます。長い間。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、泉政栄君。

◎ 4 番（泉 政栄）

4番、泉政栄です。最後ですので、議席番号と名前を使わせていただきました。多分、最後だと思うのですが。それで、ここで挨拶しろということで、立候補した経緯とそれから退任と、それからお礼と、3つ述べさせていただきたいと思っております。立候補した理由なのですが、私の方の地域に議員がいなくなるという単純な理由なんです。立候補させていただきました。そして、当選できたわけですが、当選したからには、まず、第一には、知内町のために知内町の将来がどのようにしたら良くなるかということをも、第一に考えて、行動すべきだというふうに決心をして、実行してきたつもりでございます。成り立

ての頃は、経緯もわからなくて、判断に困ったときもありましたが、そのときは伊藤議長、どうもお世話になりました。伊藤議長に公明正大な、そして、客観的に冷静な目を見た意見をいただきまして、判断をしてきたつもりでございます。辞める理由なのですが、私は外見はもう十分老兵だと思っていますので、辞めるには十分な資格があるかと思えます。それで、若返りを図りたくて、随分若い人にも声を掛けたのですが、なかなか実現しませんでした。それが大変心残りではあります。それで、あとはこの会場の皆様全員に、そして、ネットを通じて知内町民の皆様全員にもお礼を述べさせていただきたいと思えます。本当にどうもありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

また、3月31日をもって、教育長の職を退任します田中教育長にも登壇の上、ご挨拶をいただきます。

◎ 教 育 長 (田中健一)

大変、議員さんの後で場違いなんですけれども、このような機会をいただきましたので、一言、退任のご挨拶の方をさせていただきます。平成19年から9年間、知内町の教育行政の方に携わらせていただきました。ちょうど57歳のときでしたので、当時を思い起こすと、学校の校長職から渡島教育局の行政の仕事に入って2年間勤めていまして、さて、自分に何ができるかなとすごく不安があったんですけれども、知内町、元々、湯ノ里小学校と涌元小学校で、通算6年半勤めた経験がありまして、子ども達もこの町で卒業の方もさせていただきまして、大変、恩義のある町でして、すごく温かく迎え入れてくれたことを感謝申し上げます。9年間というのは、短かったようなんですが、自分にとっては、結構長かったかなと。先ほど泉議員さんが老兵という言葉を使いましたが、教育の世界、ものすごくめまぐるしく変わっています。こんなときにもう一度、原理原則の基本にきちんと立ち返って物事を見ていかないと、判断が誤るなど思っていました。よって、新しい感覚もそうなんですけれども、原理原則のことを見直すには、世の中の動きとこれから進んでいく道筋を一緒に見極めなくてはいけませんので、そんな意味で、新しいやっぱり力を知内町の方で持っていたいただければありがたいなと思って退任の方をさせていただき決意の方をさせていただきました。先ほどお話しましたように、9年間という期間の中で、議会議員の皆様や町の町民の皆様、家内共々、大変、お世話になりました。緑豊かな、そして、自然豊かな知内町なんですけれども、何よりもやっぱり一番素敵なのは、子ども達の元気な歓声と笑顔だと思います。それと生涯学習を背負って進めていらっしゃるのが、町民の方々だと思います。人はやっぱり教育の中心になるものですから、これからも多くの皆さんが教育に携わりながら、知内の町を大いに活性化していただければありがたいなと思っております。学校での勤務を通じまして、15年以上、大変、お世話になりました。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

さらには、町職員においては、3月31日で定年退職を迎える職員が3名いらっしゃいます。御紹介致します。手塚総務企画課長。昭和51年に農政係で新規採用されて以来、各課の係長を歴任され、平成22年に産業振興課長、平成25年に総務企画課長ということで、まちづくりに大変御尽力いただきました。さらには、上村政美スポーツセンター長。昭和49年に民生年金係に新規採用されて以来、各課の係長を歴任されて、平成25年4月よりスポーツセンター長として、スポーツ振興に活躍されてきました。もうお一方、荒木周子さん、昭和50年に中の川小学校の校務補として採用され、そして、平成9年からスポーツ振興係としてスポーツ振興に御尽力されました。荒木さんが指導されている知内バ

レーボールクラブ、小学生のクラブですが、この度、全道優勝されるという、そういう指導もされてきている方でありました。以上、お三方、定年退職されましても、これからまたまちづくりのために御尽力いただくよう、御祈念申し上げて御紹介させていただきます。

それでは、これで本日の会議を閉じます。

平成28年知内町議会第1回定例会を閉会します。

どうも大変御苦勞様でした。

(閉会 午前11時27分)